

短期入所生活介護・利用契約書

(以下「契約者」という。)と社会福祉法人グリーントープ(以下「事業者」という。)は、契約者が特別養護老人ホームセラヴィ 短期入所生活介護(以下「事業所」という。)における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対して、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護を提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項(以下「短期入所生活介護計画」という。)は、別紙『(サービス利用書)』に定めるとおりとします。

第2条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
ただし、契約期間満了の2日前までに契約者から文章による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更
に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(施設サービス計画の決定・変更)

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って契約者の短期入所生活介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合には、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、短期入所生活介護計画について、契約者とその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条(介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練を提供するものとします。

第5条(介護保険給付対象外のサービス)

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、重要事項説明書に定めるサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してわかりやすく説明するものとします。

第6条(契約期間と利用期間)

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間において、事業者が契約者に対して、現に短期入所生活介護サービスを提供する期間をいいます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条（サービスの利用料金の支払い）

- 1 契約者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者支払うものとします。
但し、契約者が未だ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者は利用期間中の食事代と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（オムツ代を除く）を事業者支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

第8条（利用の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、第6条に定める利用機関前において、短期入所生活介護サービスの利用の中止・変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者申し出ることとします。
- 2 契約者が、利用開始日の利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1条に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で契約者の希望する帰還にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提案し協議するものとします。
- 4 契約者は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 5 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担している時は、利用終了日に精算するものとします。
- 6 第4条により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第9条（利用料金の変更）

- 1 第7条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第7条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第10条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全、確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 事業者は、サービスの提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第11条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 第2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第12条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められた場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により、滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第13条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第14条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を知ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 15 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期限内、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 16 条（契約の終了事由、契約終了に伴う支援）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第 17 条から第 19 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な支援を行うように努めるものとします。

第 17 条（契約者からの中途解約等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約修了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第 9 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入院した場合
 - 三 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 18 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 19 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じされた場合
- 二 契約者による第 7 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続し難い重大な事情を生じされた場合

第 20 条（居室の明け渡し—精算—）

契約者は、第 16 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

2 契約者は、居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を、事業者に対して、契約解消日から1週間以内に支払うものとします。

第七章 その他

第21条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第22条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

〔ご利用者もしくは署名代行者〕

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解しました。

住 所：

氏 名：

利用者本人との関係：

電話番号：

ⓐ

署名代行の理由：

〔事業者〕

当施設は、この契約書に定めるサービス内容を、責任をもって行います。

住 所： 群馬県安中市板鼻一丁目5番15号

法人名： 社会福祉法人グリーントープ

代表者： 理事長 中田 大介 ⓐ

重要事項説明書

(施設介護サービス利用契約書(ｼョｰﾄ用))

あなたの申し出によりサービス提供を開始するにあたり、厚生省令第39号第4条によって、当事業者があなたに説明すべき事項を、次のとおり確認させていただきます。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人グリーントープ
主たる事務所の所在地	群馬県安中市板鼻一丁目5番15号
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 中田 大介
電話番号	027-381-0326

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム セラヴィ
施設の所在地	群馬県安中市板鼻一丁目5番15号
施設長の氏名	中田 貴子
電話番号	027-381-0326
FAX番号	027-382-3872

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定	
	指定年月日	利用定員
特別養護老人ホーム	H19.5.7.	50名

4. 施設の概要

介護老人福祉施設「セラヴィ」

敷地		
建物	構造	鉄骨造地上2階建て
	延床面積	2946.34 m ²
	利用定員	50名

(1) 居室

居室の種類	室数	面積
1人部屋	50室	15.76~16.98 m ²

(2) 主な設備

居室の種類	面積	数	備考
食堂 兼用共同生活室	114.66~125.61 m ²	6室	
一般浴室	21.78~31.23 m ²	4室	
機械浴室	22.53 m ²	1室	
医務室	15.76 m ²	1室	
地域交流スペース	121.25 m ²	1室	
洗面所		全室完備	
便所	3.00~4.00 m ²		
デｲｰﾋﾞｰｽﾙｰﾑ	116.44 m ²		

5. 職員体制（特養ホームを含む）

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の 人員
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1	1				1.0
嘱託医	1			2		0.2
生活相談員	1	1				1.0
介護職員	24	19		5		22.0～24.0
看護職員	4	3				3.0
栄養士	1	1				1.0
機能訓練指導員	2		3		2	0.3
介護支援専門員	1		1			
事務員	11	1		10		6.5～8.0

6. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 ・食事時間の目安は、下記のとおりですが、入居者の希望で、随時変更することができます。 朝食前の軽食 6：30～、朝食準備（7：40） 朝食 8：00～、 昼食準備（11：30） 昼食 11：50～、夕食準備（16：50） 夕食 17：00～
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換や寝具の消毒は、随時実施します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理については、それぞれの主治医の指示の下、定期的に行なうようにお願いします。 当施設の嘱託医の回診はありませんので、予めご了承ください。 ・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、入居者およびそのご家族からのご相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 （相談窓口） 事務所内 施設長 兼務 介護支援専門員 中田 貴子 事務所内 事務長 中田 邑子

8 医療費・物品購入費の支払方法について

<p>緊急で、外部の医療機関を利用された場合の医療費の支払いや、必要な物品の購入のために、「医療費等支払い代行サービス」をご利用いただくことができます。詳しいサービス内容、ご利用方法は以下のとおりです。</p>	
サービス内容	<p>下記の二つの支払い方法から、選択することができます。</p> <p>①あらかじめ、あなたまたはご家族から「医療費・物品購入用預り金」を施設がお預かりし、その中から、医療費や必要な物品の購入およびその支払いを代行させていただきます。</p> <p>②施設が当月生じた医療費や必要な物品の購入費用の立替を行い、当月もしくは翌月にあなたまたはご家族に請求・精算を行ないます。</p>
支払いを代行させていただく費用の種類、内容	<p>① 外部の医療機関を利用された場合の医療費</p> <p>② 利用者ご本人が購入を依頼された物品の代金</p> <p>③ 施設で実施している「クラブ活動」等の利用にかかる実費</p>
預り金の金額について	<p>およそ必要な日用生活品の購入額相当分を施設窓口にてお預かりいたします。（金額の詳細は入居時にご相談ください。）</p>
預り金および出納記録管理について	<p>お預かりさせていただいた金額については、施設事務室にて管理いたします。また当月の出納状況を定期的に、施設利用料請求書送付の際に合わせて文書にてご報告させていただきます。</p>
預り金の返還について	<p>あなたまたはご家族が預り金の返還を希望される場合は、申し出日までにお預かりしている全額を、出納明細書を添えてお返しさせていただきます。</p>
その他	<p>最初にお預かりした金額が不足してきた場合には、あらためてご入金依頼の連絡をさせていただきます。</p> <p>預り金の使途について、ご不明な点がございましたら、施設担当者までご連絡ください。</p>

9 事故発生時の対応

事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 当法人は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者および関係各機関並びにあなたの家族または身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 当法人は、サービスの提供によりあなたに賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。ただし、当該事故の発生につき、あなたの側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることがあります。
事故発生時の賠償について	<ul style="list-style-type: none"> 当法人は、万一の事故の発生に備えて、保険会社の損害責任保険に加入しております。

10 苦情申立先

当施設ご利用相談室	(相談窓口) 事務所内 施設長 兼務 介護支援専門員 中田 貴子 事務所内 事務長 中田 邑子 ご利用時間 毎日 9:00～16:00 TEL 027-381-0326、FAX 027-382-3872
-----------	--

1.1 協力医療機関

医療機関の名称	もてき脳神経外科	須藤病院	中田だいすけ歯科
院長名	茂木 元喜	須藤 英仁	中田 大介
所在地	高崎市上小埜町567	安中市安中 3532-5	高崎市金古町67-2
診療科	脳神経外科、神経内科など	内科、外科、脳外科など	一般歯科、口腔外科など
入院設備	無	有	無

1.2 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「介護老人福祉施設 セラヴィ消防計画」に基づいて対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「介護老人福祉施設 セラヴィ消防計画」に基づいて年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー、自動火災報知器、誘導灯、ガス漏れ報知器、屋内消火栓、非常通報装置、漏電火災報知器、非常用電源
消防計画等	高崎消防署への届出日 平成19年3月提出済 防火管理者 施設長 中田 貴子

1.3 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を厳守し、必ずそのつど職員に届出てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰所時間を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は、本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	喫煙は、原則としてお断りします。
迷惑好意等	騒音等、他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
現金等の管理	紛失の恐れがありますので十分注意してください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

平成 年 月 日

〔ご利用者もしくは署名代行者〕

私は、以上の重要事項説明書につき説明を受け、その内容を理解しました。

住 所：

氏 名：

④

利用者本人との関係：

電話番号：

署名代行の理由：

〔事業者〕

当施設は、この重要事項説明書に定めるサービス内容を、責任をもって行います。

住 所： 群馬県安中市板鼻一丁目5番15号

法人名： 社会福祉法人グリーントープ

代表者： 理事長 中田 大介

